

荷稻郵便局と上川口郵便局で住民票・印鑑証明・戸籍を交付しています。ぜひご利用ください。

黒潮町では、地域の皆さんの利便性向上を目的として、荷稻郵便局と上川口郵便局で住民票の写し・印鑑登録証明・戸籍謄抄本の受け取りができるサービスを行っています。

これらの交付を希望される方は、次の条件を確認のうえ、荷稻郵便局または上川口郵便局で交付請求をしてください。

なお、このサービスの取扱い時間は平日の午前9時から午後4時までとなりますので、ご注意ください。

【住民票の写しの交付】

黒潮町に住民票がある方で請求者本人または本人と同一の世帯員の方に限り交付できます。

交付請求の際には本人確認が必要です。運転免許証や健康保険証などの本人と確認できる書類と印鑑（認印）をお持ちになってください。

年金などの現況証明（記載事項証明）については、郵便局では交付することができませんので、町役場の窓口で請求

求してください。

【印鑑登録証明書の交付】

黒潮町で印鑑登録をしている請求者本人の印鑑登録証明書しか交付できませんのでご注意ください。（町役場では、本人分に限りずご家族の方などについても印鑑登録証が確認できた場合は、交付することができますが、郵便局では本人分に限られます。）

印鑑登録証と運転免許証などの本人と確認できる書類と印鑑（認印）をお持ちになってください。

【戸籍謄抄本の交付】

黒潮町が本籍地の請求者本人または本人と同一の戸籍に記載されている方に限り交付できます。

交付請求の際には本人確認が必要です。運転免許証や健康保険証などの本人と確認できる書類と印鑑（認印）をお持ちになってください。なお、戸籍謄抄本を交付する場合には、本人確認を行う書類として、運転免許証やパスポートなどの顔写真付きのものは1

つで結構ですが、それ以外の健康保険証などは2つ以上提示していただく必要があります。詳しくは、役場担当者へ

お問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800（直通）

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701（直通）

国民年金からのお知らせ

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」が発行されます
「年末調整・確定申告まで大切に保管を！」

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において金額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」が、本年10月下旬から11月上旬にかけて日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ず

この証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年をはじめ国民年金保険料を納付された方については、来年の1月下旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

年金受給者の皆さんへ

「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう！

高齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、

12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成23年分「扶養親族等申告書」が送付される方		
年齢	65歳未満	年金額が108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800（直通）

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701（直通）

日本年金機構

幡多年金事務所

☎ 34-1616